麻生区役所待機児童対策推進会議設置要綱

平成２５年１１月２８日
２５川麻総第９６４号

（目的及び設置）
第１条　子育て家庭への支援や保育ニーズ等への対応を図る中、市の最重要課題である「待機児童対策」を推進するため設置する「川崎市待機児童対策推進本部」と連携を図り、麻生区における待機児童解消に向けた取組を推進するため、麻生区役所待機児童対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）保育所等待機児童の解消に関すること。
（２）その他保育施策推進に必要な事項に関すること。
（構成）
第３条　推進会議は、別表第１に掲げる者をもって構成する。
２　会長は、区長をもって充てる。
３　副会長は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長をもって充てる。
４　会長は、会務を総理する。
５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
６　第１項に掲げる者のほか、会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（会議）
第４条　会長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。
２　委員は、推進会議に出席できないときは、その指名する者を代理で推進会議に出席させることができる。
（事務局）
第５条　推進会議の事務を処理するため、事務局を地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課に置く。
（委任）
第６条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は会長が定める。

附　則
この要綱は、平成２５年１２月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

麻生区役所待機児童対策推進会議

1	区長
2	副区長
3	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
4	区民サービス部長
5	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
6	総務課長
7	企画課長
8	児童家庭課長
9	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長（保育所等・地域連携担当）
10	児童家庭課児童家庭サービス係長
11	児童家庭課担当係長